

第 32 回総会 令和 5 年 1 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、1 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局 長 今月は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件、農地改良届が 1 件提出されていますので報告いたします。まず小規模転用を報告します。

土地の所在は、大字山田字〇〇番 1、地目：台帳・現況ともに田、面積 700 m<sup>2</sup>の内 40 m<sup>2</sup>、申請者は、大字山田〇〇番地、〇〇、転用目的は、駐車場の設置となっています。

地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

28 番 小規模転用の 1 番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、〇〇に住む〇〇さんです。〇〇集落でオクラを作付けされていますが、オクラの選別所の駐車場を整備するものです。農地の場所は、〇〇線の〇〇から、三財〇〇集落へ北西に約 500m 行ったところの農地です。現在作業するハウスの隣接地に駐車場を整備するために申請するものです。現地も確認していますので報告します。

局 長 次に農地改良届 1 件を報告します。土地の所在：大字荒武字〇〇番外 2 筆、地目：台帳・現況ともに畑、面積 3,710 m<sup>2</sup>、所有者及び申請者：宮崎市大字〇〇番地 2 の〇〇、改良の理由は、既設の排水溝より農地が 1.2m 程低く、雨水が入ってくるため盛土をして使いやすくするとしています。現地確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

8 番 農地改良届 1 番を報告します。申請者は、〇〇さんです。申請地は、都於郡の〇〇地区になります。県道より西へ約 50m 入った左側の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。元々の地主の方が土を売られ、側溝よりも 1.2m 低く、雨が降るたびに水が流れ込み、作物が作れない状況なので、約 1.2m 盛土をして、元々の高さに戻すそうです。ニンニクや大根などの野菜を作付けされるそうで、隣接

地の方の説明や土地改良区にも承諾を得ているとのことで、問題ないと思われまので報告します。

局長 また、相続届出4件、使用貸借合意解約2件、賃貸借合意解約2件が提出されていますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和4年度第32回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。農業委員、推進委員全員の出席であります。本日の議案件数であります、6件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。8番 ○○委員、17番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第175号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第175号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件であります。

1番を説明します。申請者：鹿野田の○○、申請地：大字鹿野田字○○番2外1筆、登記：畑、現況：宅地、面積263㎡、申請内容・目的：一般個人住宅用地、主な転用の内容：一般個人住宅・車庫用地であります、既に宅地等として利用済みのため始末書が添付されています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

15番 今回は、31番 ○○委員と私(15番 ○○委員)が会長の命を受けまして、1月18日、午前9時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、清係長同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条1件、非農地証明1件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

尚、非農地証明調査には、11番 ○○委員にも同行いただきました。

31 番 1 番を説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落で、〇〇線を〇〇集落方面に向かい、〇〇手前の左側の土地です。〇〇の隣となります。この申請地は、平成元年に義理の父から相続したのですが、申請人の〇〇さんが、養子縁組された時点で住宅が建設されていました。転用許可はなされているものと思っておりましたが、今回土地の権利等を調査したところ、一部に転用許可を得ずに住居が建てられている事が判明したもので、違反転用を是正するための転用申請となります。既に転用され、始末書が添付されていますので皆さんご確認ください。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は山林、北側は県道となっています。雨水、生活排水等敷地前の県道の排水溝に流します。排水を含め、土砂流出や近隣関係者等についての承諾等も既に住宅等建ち相当の期間が経過していますので、懸念するところはありません。この申請地は、公共投資のない、小規模農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 176 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 176 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページ

の通り申請件数は1件であります。

1番を説明します。受人：穂北の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1外1筆、登記・現況ともに畑、面積1,894㎡、申請事由：駐車場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、従業員40～50台の駐車場用地の設置となっています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

15番 1番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約200m行き、交差点を西へ約200m行ったところの農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇、〇〇さんから売買による所有権移転を受けたものです。農地の用途は、従業員の増加に伴う駐車場の設置であります。周囲は、東側は〇〇、西側は農道を挟み農地、南側は〇〇、北側は農地となっています。雨水は、表面を砂利敷きとするため、自然浸透及び東側の市の排水路に処理します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等についても、工場等に囲まれていますし、北側の農地との境には、ブロックを3段設置するとのことです。周辺関係者等へ同意も得られているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、既存の施設に隣接していることから許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、全体で〇〇円となっています。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 177 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。  
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 177 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3  
～4 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに  
耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を  
総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が  
当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認  
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項  
等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇  
〇番 3 外 1 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 1,887 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による  
所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 1 番を説明します。今回の申請は、調殿に住む〇〇さんから、同じく調殿に住む  
孫の〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんは、令和元年から、施設キュウリを作付  
けする就農者で、所有する動力噴霧器ほかに必要な機械類は父親等から借用するなど  
して営農されています。農地の所有要件等も満たしていますので、問題ないと判断し  
ました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：有吉町の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字藤田字  
〇〇番外6筆、登記・現況ともに田及び畑、面積11,728㎡、権利の内容：贈与による  
所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26番 2番を説明します。今回の申請は、高齢化に伴う、〇〇さんから、娘の〇〇さんへの贈与で、農業は娘婿が継承する事になっています。〇〇さんは、水稻やスイートコーン、オクラを作付けし、トラクターや田植機等農機具等も揃っています。50aの農地要件も満たしています。問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字  
〇〇番外3筆、登記・現況ともに田、面積610㎡、権利の内容：贈与による所有権移  
転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29 番 3番を説明します。今回の申請は、今は宮崎市に住んでいますが、〇〇集落に住  
まれていた〇〇さんから、〇〇地区の〇〇さんへの贈与であります。申請地について  
は、お手元の地図を参照してください。〇〇交差点から北へ約400m進んだ農地にな  
ります。受人は、〇〇地区で、水稻や露地野菜を含め、全体で100aを作付けしていま  
す。現地には、水稻を作付け予定で農地として活用していくことを確認しています。  
トラクターやコンバイン等農機具も一式揃っていますし、周辺作物への影響もなく、  
50a以上の作付けも問題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよ  
ろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字  
〇〇番2外2筆、登記・現況ともに田、面積4,321 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有  
権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29 番 4番を説明します。受人、渡人ともに3番と同じであり、土地の場所も3番と隣接  
する所ではありますが、売買による所有権移転となります。農機具や農地面積等の要件  
は3番と同じでありますので、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく  
お願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a 当たり 10 万円となっています。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇  
〇番19外1筆、登記・現況ともに畑、面積779 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移  
転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 5番を説明します。この申請地は、〇〇の〇〇の裏側にある農地で、昨年9月の総

会で、同じく受人の〇〇さんが柚子を植えることで売買の審議をいただいた案件と同様となります。地元の〇〇からも隣の土地も買って欲しくないかとの相談もあり、今回の売買に至っています。9月に審議された案件と同様、農地法第3条の要件は全て満たしていますので、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は10a当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第178号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第178号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。先ず、議案書5ページの所有権移転分2件を説明させていただきます。

1番 受人：三宅の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積3,049㎡です。

2番 受人：三納の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積1,945㎡です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していま

す。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年2月6日を予定しております。

議 長 1番から2番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第178号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第178号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書6~8ページの通り4件であります。

1番 受人：上三財の〇〇、渡人：聖陵町の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番外5筆、登記・現況ともに田及び畑、面積9,135㎡、令和5年2月から3年間の賃貸借権の新規設定です。

2番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番3、登記・現況ともに田、面積1,534㎡、令和5年3月から5年間の賃貸借権の再設定です。

3番 受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番3、登記・現況ともに田、面積989㎡、令和5年2月から1年間の使用貸借権の新規設定です。

4番 受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番2外2筆、登記・現況ともに田、面積2,911㎡、令和5年2月から1年間の使用貸借権の新規設

定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年2月6日を予定しております。

議長 説明がありました1番から4番について一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第179号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第179号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書9～37ページの通り合計54件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番2外1筆、登記・現況ともに田、面積4,585㎡、令和5年3月から7年3ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、

耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年2月6日を予定しております。

議長 代表1番の説明がありましたが、1番から54番まで、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第180号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第180号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書38ページの通り1件であります。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字三納字〇〇番1、地目：台帳・畑、現況・原野、面積628㎡、所有者：静岡県浜松市〇〇番地133、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4となっています。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

11番 1番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、10年以上耕作しておらず、将来も農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよ

ろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 追加の議案が2件提案されています。まず、議案第181号令和5年度農作業標準料金(参考)の設定承認について、提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第181号令和5年度農作業標準料金(参考)の設定の承認については、追加の議案資料をご覧ください。標準料金を読み上げることで説明。農作業料金につきましては、令和5年1月17日に開催された、〇〇会議で協議、参考(案)とされたものです。〇〇等の農作業料金を参考にしています。あくまでも一つの目安であり、農地の状況等で双方の話し合いで決めていただきたいと思います。

議長 説明がありました、農作業標準料金(参考)について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

11番 バインダー刈取、ハーベスターが削除されていますが、地域によってはまだ利用されているのではないかと思います。削除しなくても良いのではないですか。

23番 掲載して問題ないのであれば、掲載していいのではないですか。

事務局 掲載することに支障は無いと思いますが、ご審議をお願いしたいと思います。

議長 ドローンが掲載されていますが、水稻は別途となっています。水稻での相場とかあるのですか。

事務局 尾鈴農業公社で提示された料金表を参考にしたもので、水稻は2,200円となってい

ます。また、〇〇会議では、〇〇周辺の広くまとまった農地を対象にしている事から、どの地域でも適当であると判断できないため、各自治体で協議していただきたいとの事でありました。

10 番 畑と田の金額を両方、農薬別途で参考として掲載していただきたい。

13 番 参考でいいので、両方載せて欲しい。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 それでは、バインダー刈取料金、ハーベスタ料金を削除せず掲載する、ドローンについては、畑と水稻を分けて、両方標準料金を掲載することで承認決定してよろしいですか。

議 長 異議ありませんか

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 次に、議案第 182 号農地賃借料情報の提供の承認について、提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 182 号農地賃借料情報の提供の承認についても、追加の議案資料をご覧ください。各地区、田と畑の賃借料、平均額、最高額、最低額を読み上げることで説明。

議 長 説明がありました、農地賃借料情報の提供の承認について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

30 番 都於郡地区の畑の部、最高額、最低額の筆数内訳が分かれば教えてください。

事務局 始めに議案の修正をお願いします。農地賃借料情報の提供の承認についての「下欄※1 データ数は、集計に用いた筆数です。」を削除してください。都於郡地区の畑の部、

最高額 15,700 円、105 筆、最低額 8,200 円、1 筆となります。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 52 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

17 番 \_\_\_\_\_